

「中国人民元の動向と日系企業の人民元取引」

I. 中国人民元の動向

1. 為替相場の推移

- 1994年 1月 公定レートと調整レートの二重相場制から公定レートに一本化（1ドル=8.7元）
- 1995年 6月 1ドル=8.28前後で推移
- 1995年～2005年前半 固定相場制が維持された。10年間
- 2005年 7月22日 対米ドル約2.1%の小幅切り上げ
- 「米ドル固定相場制」から「通貨バスケットを参考とした管理変動相場制」に移行と発表。米ドル取引仲値の上下0.3%の幅で変動。
- 2006年 1月 4日 米ドル仲値は中国人民銀行による授権により中国外貨取引センター(CFETS)が毎営業日の当日午前9:15に公表する当日の市場レート仲値とされた。
- 2007年 5月21日 米ドル直物為替レートの当日変動幅を0.3%→0.5%に拡大。
- 2012年 4月12日 0.5%→1%に拡大
- 2014年 3月17日 1%→2%に拡大 (3/15 発表)

2. 人民元レート（対ドル）

3. 人民元の国際化の推移

- 1994年 1月 公定レートと調整レートの二重相場制から公定レートに一本化（1ドル=8.7元）
 - 1996年 IMF8条国となり経常取引における為替制限を撤廃
 - 1997年～ アジア通貨危機で、東南アジア諸国が急激な資本流失とそれに伴う自国通貨の大幅な切り下げ、深刻な景気後退に直面したことから資本規制緩和には慎重なスタンス維持。
 - 2008年 リーマンショックによる国際金融危機に伴い、米ドル等の主要国通貨の為替相場が大きく下落したことを受けて、外貨準備や貿易決済における為替リスクを問題視する声が高まった。
 - 2009年7月 人民元クロスボーダー決済の試行（上海、広州、珠海、東莞）、徐々に全国展開→2012年には全面解禁
 - 2011年1月 国内機関による人民元建対外直接投資
 - 2011年10月 海外投資家による中国国内での人民元建て直接投資
 - 2015年11月 国際通貨基金（IMF）は人民元をSDRの構成通貨に入ることを選定。
 - 新たな構成比率は米ドル41.73%（41.9%）、ユーロ30.93%（37.4%）、人民元10.92%（---）、日本円8.33%（9.4%）、ポンド8.09%（11.3%）
 - SDR構成通貨になる為の要件
 - ①輸出額が最も多い国・地域の通貨であること
 - ②自由利用可能(free usable)なこと
- 国際取引での支払いに実際に広く使われている(widely used)通貨
主要な取引市場で広く取引されている(widely traded)通貨

2010年のIMF理事会では②の要件を満たさないと判断された。

➤ 2016年10月 SDR構成通貨となる。

4. 人民元の国際化、グローバルな地位

＜グローバルな決済通貨としての人民元の地位＞

➤ SWIFT（国際銀行間通信協会：Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）を使った貿易・金融決済額における通貨別シェア

➤ 2015年8月には一時日本（2.76%）を抜き4位（2.79%）

➤ 2016年1月時点では5位、2017年10月では7位（1.46%）と後退

＜中国の貿易決済金額の推移＞

➤ 貿易における人民元建ての決済金額は上昇傾向をたどり、2015年3Qには2兆892億元に達し、比率は3割に達した。

➤ 比率のピークは2015年、2017年1-9月は14%まで低下

➤ 2017年2Qの貿易決済額は1兆1,616億元に減少

5. 人民元の国際化、市場インフラの整備

➤ 人民元クリアリングバンクの設置

中国ではオフショア市場とオンショア市場が分断されている為、オフショア市場にある人民元だけで決済が完了しないことが生じる可能性がある。

この場合に中国人民銀行を含むオンショア市場で調達した資金を使ってオフショア市場の決済を完了する為に、中国人民銀行がオンショア市場でも活動できる金融機関をクリアリングバンクとして指定している。

➤ クリアリングバンクは2003年に香港に設置されて以降、アジア、欧州等の23か国地域に設置されている。（2017年6月現在）

➤ 2015年10月 人民元クロスボーダー決済システム（CIPS:Cross-border Interbank Payment System）の稼働。

日本の日銀ネットを使った外国為替円決済制度に相当するシステム。

CIPSに直接加盟している外国銀行が中国の銀行との間で、中国人民銀行に開設してある口座を使って外為関連の人民元決済を行う。

中国時間の20時まで稼働しており、アジア市場と欧州市場において、日中即時決済が可能となっている。

II. 中国の金融慣習

1. 中国の金融機関

2. 銀行規制の推移

＜1994年～2001年外銀を誘致することで外国の資金を導入する段階＞

（対象顧客は外資系企業及び外国人居住者で取扱い通貨は外貨建て業務に限定、13都市に76の営業店舗）

1985年「中華人民共和国経済特区外資銀行、中外合弁銀行管理条例」の公布

深圳、珠海、厦門、仙頭、海南などの経済特区に外銀営業支店を設置することが認められる

南方視察講話（中央2号文件）と改革開放のステップを加速することに関する決定（中央4号文件）が発表される

大連、天津、青島、南京、寧波、福州、広州の沿海7都市に外銀の営業店舗の設置が認められ

た。

1994年8月 北京、瀋陽、石家荘、西安、成都、重慶、武漢、合肥、杭州、蘇州、昆明の内陸11都市に外銀の営業店舗の設置認められた。

<2002年～2006年 中国が市場経済化に向け、様々な改革を実施した時期>

(貿易が拡大し、外資企業が急増、人民元業務を徐々に認可)

1994年4月 「中華人民共和国外資金融機構管理条例」が公布施行される。(2/25 国務院が公布、4/1 施行、全国をカバーする初の外銀管理条例)

1996年 「上海浦東で外資金融機構が人民元業務を取扱う試行暫定管理方法」を発出。上海浦東地区において人民元業務取扱の試行が認められた。

1996年12月 条件を満たす8行の外銀に人民元建て業務(預貸金、決済、保証、国債および金融債への投資)を許可した。

1998年3月 「外資銀行が全国インターバンクコール市場に加入する問題に関する通知」により外銀が短期金融市場に参加すること認めた。

2001年12月 WTO 加盟に伴い、外貨業務にかかわる地域制限、顧客制限が廃止され、上海、深圳、天津、大連の4都市で人民元業務が認められた。

2001年12月20日 「中華人民共和国外資金融機構管理条例(改訂版)」の公布。2002年2月1日施行。

<2006年～ WTO 加盟後の5年間の経過期間>

(段階的に金融サービス市場の開放措置が取られた。外銀の営業店舗は190店舗から312店舗に増加)

2001年12月11日 正式にWTO加盟国となり、その後5年間の経過期間を経て金融サービス市場に対する市場開放を段階的に進める。

人民元業務取扱地域の拡大

2002年12月 広州、青島、珠海、南京、武漢の5都市に認可

2003年12月 済南、福州、成都、重慶の4都市に認可。中国資本企業に対する人民元業務も認められる。

2004年12月 昆明、北京、厦門、瀋陽、西安の5都市に認可。

2005年12月 仙頭、寧波、ハルピン、長春、蘭州、銀川、南寧の7都市に認可され、25都市に拡大した。

2006年12月11日 「中華人民共和国外資銀行管理条例」「同条例実施細則」の施行。(11/11 条例公布、11/24 細則公布。2002年2月1日施行の「中華人民共和国外資金融機構管理条例、同細則を廃止)

現地法人化した外国銀行に対しては内国民待遇を与えた。

外銀の中国内支店の現地法人化

2006年12月末時点で11行の外銀支店の現地法人化を認可(みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行含む)

2014年 7月29日 公布、同日施行

条例第59条の改正(銀行に信用危機が生じた場合の接收管理を規程)

2014年11月27日 公布、2015年1月1日施行

規制緩和

例えば、外国銀行支店が人民元業務を営むには（条例34条）

- ①中華人民共和国内において開業して3年以上であること
- ②申請提出前2年にわたり連続して利益を得ていること
- ③国務院の銀行業監督管理機構の定めるその他の周到かつ慎重性条件



- ①中華人民共和国内において開業して1年以上であること
- ③国務院の銀行業監督管理機構の定めるその他の周到かつ慎重性条件

3. 中国の金利制度

人民元預金、貸出金については、従来、中国人民銀行の定める法定金利(基準金利)を軸として定められた範囲内(上限、下限)で各銀行の金利設定の裁量(変動幅)が認められる形で運営されていた。人民銀行による段階的な自由化がすすめられ、2015年10月預金金利の上限規制撤廃により、預金、貸出金とも銀行金利は原則自由化された。

ただし、人民銀行は声明で「利率の変動に対する行政制限の取り消し後、中央銀行がもはや利率に対して管理を行わないことを意味しない」と強調、重要な参考指標としての預金・貸出基準金利の発表を今後一定期間、継続するとしている。

4. 中国の基準金利
5. 上海銀行間取引金利の動向
6. 中国の預金の種類
7. 中国に於ける企業の資金調達
8. 債務者貸付リスク分類について
9. 日系中小企業が中国金融取引に苦勞する理由とは

III. 中国の電子決済取引

1. 銀聯カード

銀聯カード（ぎんれんカード）とは、中国人民銀行（中国の中央銀行）が主導した決済システムで、中国銀聯が発行する決済カード。

中国の元祖決済サービスであり、Union Pay ともいわれる。クレジットカードとしての銀聯カードも存在はするものの、ほとんどが決済後すぐに銀行の口座から代金が引き落とされるデビット方式であり、中国人の多くは銀聯カードを使って買い物をしている。

中国で人気の決済サービスとして Alipay（アリペイ）や WeChat Payment（ウィーチャットペイメント）も有名ですが、銀聯カードはこれらのサービスより以前から存在している。

銀聯カードの発行枚数は60億枚。

使用方法はクレジットカードと同様、日本のクレジットカード会社もブランドマークの一つとして発行している。

2. 支付宝(Alipay)

- Alipay(支付宝／アリペイ)はインターネットショッピングモールの淘宝网(タオバオ)を運営する阿里巴巴集团(アリババ・グループ・ホールディング)が提供している電子決済サービス。2004年12月に杭州で創設。当初はタオバオでの売買や決済が安全に行われることを目的に作られた。

- 阿里巴巴自社のインターネット通販サイト以外でも利用可能で、支付宝(アリペイ)はインターネット上の標準的な決済手段のひとつになっている。
 - 利用登録者は約 8 億人。シェア 70%程度
 - 日本では、アリババグループのアントフィナンシャルが NTT データ、オリックス、リクルート、セブン&アイ・ホールディングスなど 13 社と日本地域アクワイアリング(加盟店業務権)・パートナー契約を交わし、加盟店拡大に邁進。
 - アントフィナンシャルジャパンの王磊執行役員によると、加盟店数はすでに 2 万 6000 に達した。
3. 微信支付(WeChat Payment)
- WeChat Payment(微信支付/ウィーチャットペイメント)は WeChat(微信/ウィーチャット)が提供する電子決済サービス。2013 年8月から開始。
 - WeChat は中国版 LINE(ライン)とも言われており、騰訊控股(テンセント)が運営している。
 - 銀行口座情報を登録したユーザーが WeChat payment を導入した店舗等の商品やサービスの支払いや他のユーザーへの送金をアプリ経由でできる。
 - WeChat はメッセージングサービスにおいて、中国国内で圧倒的な市場シェアをもち、利用登録者は約 6 億人。シェア 40%程度
 - 日本でも、ドンキホーテ、ローソン等で使用可能。
4. QRコード決済の方法
- スマートフォンに専用のアプリをインストールして銀行口座を紐つけ
実際に支払う時は 2 通りの方法あり、
- ①商店のQRコードを読み取り、支払金額を入力して、暗証番号もしくは指紋認証で承認し支払。商店が受取確認。
 - ②商店が支払者のQRコードを読み取り、スマホに金額表示、暗証番号もしくは指紋認証で承認し支払。商店が受取確認。
5. シェアリングサービス (モバイク)
- 北京摩拜科技有限公司 (2015 年 1 月 27 日設立) が行う自転車シェアリングサービス。
中国の数十の都市でサービス提供、北京、上海、広州、成都、寧波等。2017 年 8 月 23 日日本法人モバイク・ジャパンが札幌でサービス開始。
- 使用には事前登録必要。オフラインサービスはなく Alipay もしくは Wechat Payment で 299 元の登録料を預け入れる。QRコードを使用して自転車の鍵をアンロックし、使用開始。道路の白線内が乗り捨て可能区域。
- 不正使用には罰則があり、最悪使用できなくなる。
6. QRコードとマナカ等電子マネー
- 電子マネースイカ、マナカ、ワオン等と Alipay や WeChat Payment の違い
- スイカ・マナカ・ワオン
- 良い点：決済速度が速い。スマホがいらない。電車に乗車できる。
- 悪い点：専用の読み取り機が必要、専用のチャージ機器が必要
- Alipay.WeChat Payment
- 良い点：専用の機器がなくても資金の遣り取りが出来る

悪い点：QRコードを逐一読み取り、承認が必要になる。電車には乗れない。

今後の方向性

①中国ではクレジットカード作成のための個人情報情報の蓄積がなく、普及が進まなかったことや、高額紙幣がないこと、偽札が多いことが電子決済の普及を促したと言われている。

②QRコードの表示にはスマホやタブレットがモバイルでインターネットに繋がっている必要があり、高齢者には不向きで使用されていないことが報告されている。上海にできた無人コンビニは既に倒産している。モバイクも黒字化していない。放置自転車をリヤカーで夜間に山積みして運搬するなどシェアリング自転車の増加が社会問題化している。

IV.名古屋銀行の中国展開

1. 長江デルタ経済圏

2. 南通市の概略

3. 南通支店の開設まで

1985年 5月 江蘇省南通市と業務協力協定を締結

1986年 9月 南通に駐在員事務所開設

1995年 4月 上海に駐在員事務所開設

2010年 4月 南通支店設立準備認可取得

2011年 4月 南通支店開業認可取得

2011年 9月 南通支店開業(27日)

2017年11月 人民元業務開始(20日)

南通支店は、東海三県(愛知・岐阜・三重)に本店を置く地方銀行で唯一の中国支店です。

南通支店人員構成：19名

日本人スタッフ5名、中国人スタッフ14名

上海事務所人員構成：2名

日本人スタッフ1名、中国人スタッフ1名

4. 南通支店開設の意義

5. 南通支店の業務

6. 南通支店と上海駐在員事務所